

第5章 グラウンド・コート整備

第1節 摘 要

1. 本章は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場などの運動施設における、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 各競技連盟の公認を必要とする施設については、その団体が定める競技規則による。
3. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
4. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
5. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。
これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和 7 年 6 月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成 21 年 6 月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成 4 年 12 月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	舗装再生便覧 (令和 6 年版)	(令和 6 年 3 月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成 31 年 3 月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧	(平成 8 年 10 月)
日本道路協会	透水性舗装ガイドブック 2007	(平成 19 年 3 月)
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編) [2022 年制定]	(2023 年 3 月)
土木学会	コンクリート標準示方書(施工編) [2023 年制定]	(2023 年 9 月)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針 [2012 年版]	(平成 24 年 6 月)
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成 14 年 7 月 31 日)
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和 61 年 6 月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	(平成 12 年 9 月)
日本スポーツ施設協会	屋外スポーツ施設の建設指針 令和 5 年改訂版 各種スポーツ施設の設計・施工	(2023 年 3 月)
日本テニス協会	テニスコートの建設マニュアル	(平成 7 年 11 月)
日本運動施設 建設業協会	グラウンド・コート舗装施工指針 第3版	(令和 2 年 7 月)

第3節グラウンド・コート舗装工

5-3-1 一般事項

1. 本節は、グラウンド・コート舗装工として舗装準備工、グラウンド・コート用舗装工、グラウンド・コート縁石工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、表面排水勾配の設定については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
4. グラウンド・コート舗装工の路盤、基層及び表層の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
 - (2) 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。
 - (3) 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、泥水を使用してはならない。
 - (4) 受注者は、工作物の取付け部及び路側付近で、大型機械による転圧が困難な箇所については、小型転圧機で施工しなければならない。
5. 受注者は、路盤の施工については、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
6. 受注者は、路盤の施工前に、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。

5-3-2 材 料

1. グラウンド・コート舗装工で使用する以下の材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規格に適合するものとする。
 - (1) 上層・下層路盤の骨材
 - (2) アスファルト乳剤、基層に使用するアスファルト混合物
 - (3) 基層に使用するコンクリートの強度
2. グラウンド・コート舗装工に使用する以下の材料については、**設計図書**によらなければならない。
 - (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
 - (2) 基層に用いるコンクリートの種類
 - (3) 表層安定剤の種類
 - (4) クレー舗装に使用する土の種類と品質
 - (5) アンツーカー舗装に使用するアンツーカー（焼成土）の品質
 - (6) 天然芝舗装に使用する芝の種類と基盤となる土の種類、土壌改良材及び肥料の種類と品質
 - (7) 人工芝舗装に使用する人工芝の種類と品質
 - (8) 全天候型舗装に使用する表層材の種類と品質
 - (9) グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリート縁石、舗装止め、見切材（仕切材）、内圈縁石の種類と品質
3. 路盤材に使用する火山砂利（軽石）については、粒径40mm以下で、多孔性物質で透水性に富み、極端に扁平及び細長い形状のもの、有害物を含まないものとする。

4. 砂については、きょう雑物を含まない天然砂とする。
5. 石灰岩ダストについては、粒径 2.5 mm 以下で、きょう雑物を含まないものとする。
6. 良質土については、**設計図書**によるものとする。また、黒土（黒色でほぐれた火山灰土壌）、赤土（赤色の火山灰土壌）または、真砂土（花崗岩の風化土）とし、不純物を含まない均質なものとする。
7. クレー舗装の混合材については、設計図書によるものとする。または、砂、石灰岩ダスト、特殊針葉樹皮改良材とし、不純物を含まない均質なものとする。
8. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の**承諾**を得なければならない。ただし、実績がある場合で、**設計図書**に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が**承諾**した場合は、受注者は、試料及び試験結果の**提出**を省略することができるものとする。
 - (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
 - (2) 基層に使用する骨材
9. 受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督員に**承諾**を得なければならない。
 - (1) 火山砂利
 - (2) 基層に使用するアスファルト
 - (3) 再生用添加剤
 - (4) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料
 - (5) 人工芝舗装の表層に使用する人工芝
 - (6) 全天候舗装の表層に使用する表層材

なお、**承諾**を得た瀝青材料であっても、製造後 60 日を経過した材料を使用してはならない。
10. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「**舗装調査・試験法便覧**」（日本道路協会、平成 31 年 3 月）の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を**提出**し、監督員が**承諾**した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。
11. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。

表 5－1 アスファルト乳剤系表層材

項 目	標 準 値	試 験 方 法
対摩耗性	800mg 以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)
すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E303-66T (ポータブルスキッドレジスタンステスター)
テニスボールバウンド性	0.65～0.80	TB 反発係数
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色など著しい劣化が 生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去 に施工された競技場やコートなどの 劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーメーター 1000 時間

表 5-2 アスファルト弾性混合物

項 目	標 準 値	試 験 方 法
衝撃吸収性	10～45%	GB 反発試験
弾性反発性	3～12%	SB 反発試験
安 定 性	15～35kg	プロクターニール試験 φ 4.5 mm 20℃
復 元 性	60%以上	20℃ 1 時間 (グーアスファルト貫入試験)
密 度	13～19kN/m ³ (1.3～1.9g/cm ³)	
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色など著しい劣化が 生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去 に施工された競技場やコートなどの 劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマーター 1000 時間

表 5-3 アクリル樹脂系表層材

項 目	標 準 値	試 験 方 法
すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E303-66T (ポータブルスキッドレジスタンステスター)
反発弾性	20%以下	SB 反発試験
衝撃吸収性	クッション無し 50～70%	GB 反発試験
	クッション有り 20～60%	
耐摩耗性	800mg 以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)
接 着 性	0.30N/mm ²	JIS K 6854 (20℃)
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色など著しい劣化が生じな いこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去 に施工された競技場やコートなどの 劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマーター 1000 時間

表 5-4 ポリウレタン系表層材層材

項 目	標 準 値	試 験 方 法
硬 度	20℃ 40～75 70℃ 20℃の-10%以内	JIS K 6253 デュロメーター A
引張強度	2.0Mpa 以上	JIS K 6251
伸 び	500%以上	JIS K 6251
引裂強度	12N/mm 以上	JIS K 6252
耐摩擦性	600mg 以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)
耐候性：屋外暴露	ひびわれ、チョーキング退色 など著しい劣化が生じないこ と。	1 年間以上屋外南面に暴露または過去 に施工された競技場やコートなどの劣化 状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS K 1415 WS-A 型 ウェザーメーター 1000 時間
下地との接着性	20℃ 50N/25mm 以上	JIS K 6854、90 度剥離 下地ーアスコン
	50℃ 15N/25mm 以上 またはアスコン凝集試験	

表 5-5 透水型現場施工品表層材

項 目	標 準 値	試 験 方 法
引張強度	0.5N/mm以上	JIS K 6251
伸び率	50%以上	JIS K 6251
耐摩耗性	200mg 以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)
反発弾性	25%以下	JIS K 6255
耐候性：屋外暴露	ひびわれ、チョーキング退色 など著しい劣化が生じないこ と。	1 年間以上屋外南面に暴露または過去 に施工された競技場やコートなどの劣化 状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS K 1415 WS-A 型 ウェザーメーター 1000 時間

11. 受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については**設計図書**によらなければならない。
12. 見切材（仕切材）については、4-7-16 園路縁石工の規定による。
13. 公認陸上競技場で使用する内圈縁石については、財団法人日本陸上競技連盟の認定を受けたものとする。
14. コンクリート二次製品については、第 2 編 2-7-2 セメントコンクリート製品の規定による。

15. 受注者は、使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び品質を証明する資料を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

5-3-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。

5-3-4 グラウンド・コート用舗装工

1. 下層路盤、上層路盤及び基層の施工については、第3編2-6一般舗装工の規定による。
2. 中層の施工については、以下の各号の規定による。

なお、中層は、クッション効果と、透水・保水効果をもち、表層が受ける衝撃を受け止め、表層から浸透してきた水を速やかに排水する一方、水分を保って表層が乾燥した場合に毛細管現象で水分を補給する層のこととする。

 - (1) 受注者は、火山砂利の敷均しについては、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで15 cmを越えないように均一に敷均さなければならない。
 - (2) 受注者は、火山砂利の締固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。

ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (3) 受注者は、中層の打継ぎを行う場合は、前日に施工した締固め路盤面の終端部をかき起こしてから当日の作業を行わなければならない。
3. 舗装材料の各材料の混合については、以下の各号の規定による。
 - (1) 混合機種については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、混合面積及び現場との取合いを考慮して機種を選定しなければならない。
 - (2) 受注者は、舗装材料の混合を行う場合、1層の仕上がり厚さが20 cmを越えないように混合しなければならない。
 - (3) 受注者は、混合については、混合土砂のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。
 - (4) 受注者は、混合については、開始から仕上げまで連続して施工し、混合幅の1/3以上重ねなければならない。
 - (5) 受注者は、混合については、路床、路盤の先行層面に損傷を与えないように注意して施工しなければならない。
4. クレー舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、表層については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、仕上がり面に土塊が残らないように、十分かきならさなければならない。
 - (3) 受注者は、表層仕上がり厚さが30 mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。
 - (4) 受注者は、化粧砂は厚さが3 mm程度に均一に敷均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
 - (5) 受注者は、表層安定剤については、塩化マグネシウムまたは塩化カルシウムとし、表層安定剤の所定量（100m² 当たり 120 kg）を均一に散布し、転圧しなければならない。

ならない。

5. アンツーカー舗装の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、アンツーカーについては、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、表層仕上がり厚さが 30 mm 以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。
- (3) 受注者は、表層安定剤の所定量（100m² 当たり 120 kg）を均一に散布し、転圧しなければならない。

6. 天然芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、下層がある場合は、先行層面に損傷を与えないよう基盤となる客土層を運搬、敷均し転圧し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
- (2) 基盤となる客土層の土壌改良の施工については、1－5－4 土層改良工、1－5－5 土性改良工の規定によるものとする。
- (3) 天然芝の芝張り施工については、2－3－6 地被類植栽工の規定によるものとする。

7. 人工芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層の施工にはいなければならない。表層表面にローラマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、平坦になるように修正しなければならない。
- (2) 受注者は、基層表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。
- (3) 受注者は、ラインの施工については、施工前にコート面に作図を行い、競技規則との適合を確認し、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、ラインの施工については、型定規を用いてアクリル樹脂系塗料をむらなく吹付けるか、または、ライン幅に人工芝をカットし、白色人工芝のライン用成形品を埋込み、継目は接着テープまたは、接着剤で全面接合しなければならない。
- (5) 受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋込み後、専用砂散布機（サンド・スプレッダー）を用い均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら珪砂を**設計図書**に示す高さ及び厚さに充てなければならない。
- (6) 受注者は、施工中、施工後とも火気及び油脂類を持ち込んで서는ならない。

8. 全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水たまり部分のマークをし、マスチックを用いて塗布乾燥後縦方向及び横方向の転圧を繰り返し、不陸を修正しなければならない。
- (2) 受注者は、マスチック層の施工については、混合物が均一になるよう通常横型のプラスターミキサーを用いて攪拌しなければならない。攪拌した混合物は、ゴムレーキを使用して均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。また、塗り重ねる場合は、前施工のレーキ塗り方向に直角方向でなければならない。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。
- (3) 受注者は、トップ層の施工については、均一に攪拌した混合物を、ゴムレーキを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。

- (4) 受注者は、ライン塗りの施工については、ライン用塗料は完全に乾燥硬化したトップ層の上に毛質ハケを使用して塗布しなければならない。
 - (5) 受注者は、**設計図書**に関して監督員が**承諾**した場合を除き、気温 7℃以下の場合、あるいは、シーリングした材料の乾燥硬化前降雨雪凍結のおそれのある場合は施工してはならない。
9. 全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、アスファルト弾性混合物系表層材のアスファルト量及び弾性粒材量の決定については、配合設計を行い、監督員の**承諾**を得なければならない。ただし、小規模工事においては、これまでの実績または定期試験による試験結果を提出し、監督員が**承諾**した場合には、配合設計を省略できるものとする。
 - (2) 受注者は、アスファルト弾性混合物の混合作業については、バッチ式のプラントを用いる場合は、弾性粒材はアスファルト混合物に比して比重が小さいため、1 バッチの混合量(質量)はプラントの公称能力の 60～70%としなければならない。
なお、ミキサでの混合時間は、比重の異なる材料が分離しないよう設定し、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。
 - (3) 受注者は、アスファルト弾性混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
 - (4) 受注者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を**設計図書**に関して監督員が**承諾**した場合を除き、気温 5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げなければならない。
 - (5) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均しについては、敷均し機械は施工条件に合った機種を選定するものとし、平坦になるように施工しなければならない。
 - (6) 受注者は、機械仕上げが不可能な箇所の施工については、人力施工としなければならない。
 - (7) 受注者は、アスファルト弾性混合物の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種を選定し、平坦になるように施工しなければならない。
 - (8) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。
 - (9) 受注者は、アスファルト弾性混合物について大型機械による締固めが不可能な箇所は、小型機械及び人力で締固めなければならない。
10. 全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水溜まり部分のマークを行わなければならない。
 - (2) 受注者は、基層面の不陸部分をアスファルト乳剤系の修正材を用い、事前に不陸を修正しなければならない。
 - (3) 受注者は、アクリル樹脂系表層材の仕様に従って、塗布材を適当な粘度になるまで水を加えて十分に攪拌しなければならない。
 - (4) 受注者は、塗布材の施工については、ゴムレーキを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。塗りむらの凸部は塗布層毎に研磨修正を行い、各層毎十分乾燥させたうえで次層の塗布を行わなければならない。
 - (5) 受注者は、アクリル樹脂系表層の塗布作業を**設計図書**に関して監督員が**承諾**した場合を除き、気温 5℃以下、または基層表面の温度が 60℃以上の場合に施工してはならない。

11. 全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層の施工にはいなければならない。基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタルを充てんした後、プライマー処理を行い、平坦になるよう施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、施工前に基層とベース層を密着、一体化させるとともに、基層からの湿気上昇を防ぐため、プライマーをゴムレーキを使用し全面均一に塗布しなければならない。
 - (3) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、必要時間混合・攪拌されたウレタン混合材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に敷均さなければならない。
 - (4) 受注者は、ウレタンベース層硬化後にベース層と上塗り層を密着一体化させるため、特殊プライマー材を均一に散布しなければならない。
 - (5) 受注者は、特殊プライマー施工後、ウレタンベース層に順次ウレタン上塗り材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に塗布し、トッピング仕上げの場合は、塗布後直ちにトッピング材（上塗り材と同色同質材の弾性チップ材）を過剰に散布し、1～2日後に過剰のトッピング材を除去しなければならない。また、トップコート仕上げの場合は、特殊トップコート材を均一に散布し敷均さなければならない。
 - (6) 受注者は、ポリウレタン系表層の舗設作業を**設計図書**に関して監督員が**承諾**した場合を除き、気温 10℃以下、または各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。
 - (7) 受注者は、地下水や雨水により、表層のふくれが生じやすい場所に舗設する場合は、暗渠など集水効果のあるものを設置し、エア抜きアンダードレンパイプ、脱気盤を設置しなければならない。
12. 全天候型舗装の透水型表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、基層（透水性アスファルト舗装）表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。
 - (2) 受注者は、基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、透水性のレベリング材を用い、平坦になるように施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、ゴムチップ弾性層の施工については、施工前に基層とゴムチップ弾性層を密着させるために、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。
 - (4) 受注者は、ゴムチップ弾性層材の敷均しについては、厚さが均一でかつ平坦になるよう施工しなければならない。
 - (5) 受注者は、機械仕上げが不可能な場所の施工については、人力施工としなければならない。
 - (6) 受注者は、ゴムチップ弾性層の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種のをローラを選定しなければならない。
 - (7) 受注者は、ゴムチップ弾性層の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。
 - (8) 受注者は、ゴムチップ弾性層の大型機械による締固めが不可能な箇所については、小型機械及び人力で締固めなければならない。
 - (9) 受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで、1週間の養生

期間をおかなければならない。

- (10) 受注者は、トップコート塗布については、施工前にゴムチップ弾性層表面の土砂、塵埃は完全に除去しなければならない。
 - (11) 受注者は、ゴムチップ弾性層とトップコート層を密着させるため、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。
 - (12) 受注者は、プライマー施工後、トップコート材を切れ目なく均一な厚さとなるようにゴムレーキを使用し、平滑に塗布しなければならない。また、トップコート塗布の1回目と2回目の塗布間隔については、4時間以上の間隔をとり、24時間以内に2回目の塗布を行わなければならない。
 - (13) 受注者は、透水型表層の舗設作業を**設計図書**に関して監督員が**承諾**した場合を除き、気温5℃以下、または、各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。
- 13. グラウンド・コート砂舗装については、4-7-10 土系舗装工の砂舗装の規定による。
 - 14. グラウンド・コートダスト舗装については、4-7-10 土系舗装工の石灰岩ダスト舗装の規定による。

5-3-5 グラウンド・コート縁石工

- 1. コンクリート縁石、舗装止めの施工については、第3編2-3-5 縁石工の規定による。
- 2. 見切材（仕切材）の施工については、4-7-16 園路縁石工の規定による。
- 3. 内圈縁石の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 基礎材及び均しコンクリートの施工については、4-7-16 園路縁石工の規定による。
 - (2) 基礎コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
 - (3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3 作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。
 - (4) 受注者は、内圈縁石の据付けについては、公認種別毎に定められた位置に、距離の公差以内となるように施工しなければならない。

第4節 スタンド整備工

5-4-1 一般事項

- 1. 本節は、スタンド整備工としてスタンド擁壁工、ベンチ工、スタンド施設修繕工その他これらに類する工種について定める。
- 2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3 作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。
- 3. 基礎材及び均しコンクリートの施工については、4-3-4 貯水施設工の規定による。
- 4. コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
- 5. 受注者は、**設計図書**に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については**設計図書**に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。
- 6. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。

5-4-2 材 料

1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS B 1180 (六角ボルト)
JIS B 1181 (六角ナット)
JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)
JIS B 1256 (平座金)
JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)
JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)
JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)
JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)
JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)
JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)
JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)
JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材)

2. 木材については、第2編2-4-1一般事項、4-9-2材料の規定による。

3. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)
JIS K 6745 (プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板)
JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)
JIS R 3412 (ガラスロービング)

4. 塗料は JIS の規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。

5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)
JIS K 5551 (構造用さび止めペイント)
JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)
JIS H 8610 (電気亜鉛めっき)

6. プレキャスト L 型擁壁、プレキャスト逆 T 型擁壁は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。

7. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものを使用するものとする。

5-4-3 スタンド擁壁工

1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針」（日本道路協会、平成 24 年 7 月）5-11 施工一般及び「土木構造物 標準設計第2巻—擁壁工—」（全日本建設技術協会、平成 12 年 9 月）4. 3 施工上の注意事項の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、プレキャスト L 型擁壁、プレキャスト逆 T 型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

3. 受注者は、目地板の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工については、**設計図書**によるものとし、付着・水密性を保つように施工しなければならない。
5. 受注者は、水抜管の施工については、**設計図書**によるものとし、コンクリート打設後、水抜管の有効性を確認しなければならない。
6. 受注者は、吸い出し防止材の施工については、水抜管からスタンド擁壁背面の土が流出しないように施工しなければならない。
7. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、**設計図書**に示された構造により難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
8. コンクリート面の塗装については、第3編2-3-11 コンクリート面塗装工及び4-13-3 塗装仕上げ工の規定による。

5-4-4 ベンチ工

1. 受注者は、ベンチの施工については、ベンチ本体をコンクリート基礎または、ベンチ脚部にボルトで取付けるものについては、**設計図書**によるものとし、アンカーボルト及びその付属品金物を設置しなければならない。
2. 受注者は、ベンチ腰板については、水平に取付け、ベンチ前面の足元地盤に停滞水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ベンチの据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。
4. 受注者は、木製腰板のボルト埋木については、割れ、ひびがない腰板と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、隙間のないように打込み、表面は平滑に仕上げなければならない。
5. 塗装については、4-13-3 塗装仕上げ工の規定による。

5-4-5 スタンド施設修繕工

スタンド施設修繕の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第5節 グラウンド・コート施設整備工

5-5-1 一般事項

1. 本節は、グラウンド・コート施設整備工として、ダッグアウト工、スコアーボード工、バックネット工、競技施設工、スポーツポイント工、審判台工、掲揚ポール工、衝撃吸収材工、グラウンド・コート柵工、グラウンド・コート施設修繕工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、基礎材及び均しコンクリートの施工については、4-3-4 貯水施設工の規定による。
3. コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
4. 受注者は、**設計図書**に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については**設計図書**に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。
5. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、また、公認施設については競技規則等に表示される寸法ならびに距離の公差に従い、正確に位置出しをしなければならない。

5-5-2 材 料

1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS B 1180	(六角ボルト)
JIS B 1181	(六角ナット)
JIS B 1186	(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)
JIS B 1256	(平座金)
JIS G 3101	(一般構造用圧延鋼材)
JIS G 3106	(溶接構造用圧延鋼材)
JIS G 3112	(鉄筋コンクリート用棒鋼)
JIS G 3114	(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)
JIS G 3125	(高耐候性圧延鋼材)
JIS G 3201	(炭素鋼鍛鋼品)
JIS G 3350	(一般構造用軽量形鋼)
JIS G 3444	(一般構造用炭素鋼鋼管)
JIS G 3452	(配管用炭素鋼管)
JIS G 3466	(一般構造用角形鋼管)
JIS G 4304	(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
JIS G 4305	(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
JIS G 5101	(炭素鋼鋳鋼品)
JIS G 5501	(ねずみ鋳鉄品)
JIS G 5502	(球状黒鉛鋳鉄品)
JIS H 4000	(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
JIS H 4100	(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)

2. 鉄線、ワイヤーロープ、鉄網材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS G 3525	(ワイヤーロープ)
JIS G 3532	(鉄線)
JIS G 3542	(着色塗装亜鉛めっき鉄線)
JIS G 3543	(合成樹脂被覆鉄線)
JIS G 3551	(溶接金網及び鉄筋格子)
JIS G 3552	(ひし形金網)
JIS G 3553	(クrimp金網)
JIS G 3554	(きつ甲金網)
JIS G 3555	(織金網)

3. 木材は、有害な腐れ、割れの欠陥のないものとし、4-9-2材料によるものとする。

4. 木材の防腐処理は、JIS K 1571 (木材保存剤の性能試験及び性能基準) 及び加圧処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法及び性能基準 (JWPS-TW) の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

5. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 6741	(硬質ポリ塩化ビニル管)
JIS K 6745	(プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板)
JIS K 6919	(繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)
JIS R 3412	(ガラスロービング)

6. 塗料は JIS の規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。
7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)
JIS K 5551 (構造用さび止めペイント)
JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)
JIS H 8610 (電気亜鉛めっき)
8. バックネットの構成部材については、JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材) によるものとし、材質、寸法は**設計図書**によらなければならない。
9. 砂場縁石の材質、規格及び砂の種類、規格については、**設計図書**によらなければならない。
10. ラインマーク、ポイント杭で使用する材質、色、マークについては、**設計図書**によらなければならない。
11. 衝撃吸収材の材質、規格寸法については、**設計図書**によらなければならない。
12. グラウンド・コート柵工の構成部材については、JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材) によるものとし、材質、寸法は**設計図書**によらなければならない。
13. グラウンド・コート柵工の支柱に用いるコンクリート柱については、プレキャストコンクリート製とし、表面は平滑で傷のないものとする。
14. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものを使用するものとする。

5-5-3 ダッグアウト工

ダッグアウト基礎、ダッグアウト設置、ダッグアウト設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

5-5-4 スコアード工

スコアード基礎、スコアード設置、スコアード設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

5-5-5 バックネット工

1. 受注者は、バックネット基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が偏心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。
2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. 受注者は、バックネット支柱の建込みについては、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を確認後、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。
4. 受注者は、金網の施工については、たるみのないように取付けなければならない。
5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 受注者は、バックネット支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタルやシーリング材で仕上げなければならない。

5-5-6 競技施設工

1. 競技施設工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、フェールポールの設置については、フェールポールはフェールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ポール上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。
4. 受注者は、ポストのボルト、ナットまたは軸による接合部については、緩み、抜け落ちがないように止めネジ、座金、割ピンを用いて十分締付けなければならない。
5. 受注者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面からの高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。
6. 受注者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面となるように仕上げなければならない。
7. 受注者は、使用するフェールポール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板が JIS 製品以外の場合は、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
8. 受注者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、製造所の仕様によるものとする。
9. 受注者は、センターガイドの施工については、**設計図書**に示す位置に施工しなければならない。
10. 受注者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、**設計図書**に示す位置に水平に設置しなければならない。
11. 受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、ホームベース及び塁ベースは規格品を使用し、**設計図書**に示す位置に水平に設置しなければならない。
12. 受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。

5-5-7 スポーツポイント工

1. スポーツポイント工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、ラインマーク、ポイント杭、角石及び標示タイルの施工については、**設計図書**に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据付け設置後、動かないように施工しなければならない。

5-5-8 審判台工

1. 審判台工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平に注意し、ねじれないように施工しなければならない。

5-5-9 掲揚ポール工

掲揚ポールの施工については、4-11-11 掲揚ポール工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

5-5-10 衝撃吸収材工

1. 衝撃吸収材工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、既設構造物表面に付着した塵埃、粉化物を除去しなければならない。
3. 受注者は、既設構造物表面に小穴、き裂または、突起物がある場合、穴埋めやサンダー処理を行い、表面を平滑にしなければならない。
4. 受注者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。

5-5-11 グラウンド・コート柵工

1. 受注者は、グラウンド・コート柵工の基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が偏心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。
2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. グラウンド・コート柵工の支柱の建込みについては、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を確認し、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、付近の構造物に支障にならないようつとめなければならない。
4. 受注者は、金網、防球ネットの施工については、たるみのないように取付けなければならない。
5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタル仕上げをしなければならない。

5-5-12 グラウンド・コート施設修繕工

グラウンド・コート施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第6節 公園施設等撤去・移設工

5-6-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、1-10-2 公園施設撤去工の規定による。

5-6-2 移設工

移植工の施工については、1-10-3 移設工の規定による。

5-6-3 **樹木伐採・伐根工**

樹木伐採・伐根工の施工については、1-10-4 **樹木伐採・伐根工**の規定による。

5-6-4 **工事支障木対策工**

工事支障木対策工の施工については、1-10-5 **工事支障木対策工**の規定による。

5-6-5 **発生材再利用工**

発生材再利用工の施工については、1-10-6 **発生材再利用工**の規定による。